

# 島根県がん対策推進協議会設置要綱

## (目的)

第一条 島根県が行うがん対策基本法（平成18年法律第98号）第12条第1項に規定する「都道府県がん対策推進計画」の策定及び進行管理に関する事項等を検討するため、島根県がん対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (組織)

第二条 協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。

## (委員の任期)

第三条 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、最初に任命された委員の任期については、任命された日の属する年の翌々年の3月31日までとする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

## (会長)

第四条 協議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときには、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

## (専門部会)

第五条 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門部会を設置することができる。

## (議事)

第六条 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

## (庶務)

第七条 協議会の庶務は、島根県健康福祉部健康推進課において処理する。

## (雑則)

第八条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

## 附 則

この要綱は、平成19年11月14日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年10月16日から施行する。